自己情報開示請求書

年 月 日

東浦町長

請求者 氏 名 郵 便 番 号 住所(居所) 電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	 本人 本人の法定代理人 本人の任意代理人
開示請求をする保有個 人 情 報 の 内 容	(行政文書の名称:)
※ 開示の実施の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付(写しの送付:希望する・希望しない)
開示を希望する日	年 月 日

法定代理人又は任意代理人の方が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

			1 未成年者
	※ 区	分	2 成年被後見人
本			3 任意代理人委任者
	П.	Þ	
人	氏	名	
	住	所	
	(居	所)	電話番号

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示 又は提出(送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証 明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等(請求日前30日 以内に作成されたもの))が必要です。
 - 3 法定代理人の方が請求する場合にあっては、法定代理人に係る2の書類のほか、戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に法定代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
 - 4 任意代理人の方が請求する場合にあっては、任意代理人に係る2の書類のほか、委任状(本人に係る実印が押印されたものであって、請求日前30日以内に作成されたもの)及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたもの)その他その資格を証明する書類の提示又は提出が必要です。また、開示を受ける前に任意代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
 - 5 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの送付を希望する場合の郵送費用を含む。)を負担していただきます。